

飯塚病院 公的研究遂行のための行動規範

令和3(西暦2021)年4月23日
株式会社麻生 飯塚病院
院長

当院では、学術研究の信頼性と公正性を担保することを目的として、『**科学者の行動規範**—改訂版—(平成25年(2013年)1月25日 日本学術会議)』に基づいて、当院における公的研究費を用いて公的研究を行う研究者及びこれらの運営に関わる職員を対象に、公的研究を行っていく上で求められる行動規範を以下のように定める。

(研究者の基本的責任)

- 1 当院で公的研究を行う研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の姿勢)

- 2 当院で公的研究を行う研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

- 3 当院で公的研究を行う研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 当院で公的研究を行う研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 当院で公的研究を行う研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 当院で公的研究を行う研究者は、自らの研究の成果が研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

附則

本規範は令和3(2021)年4月23日から適用する。